

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2020年（令和2年）October 10月号

鹿児島県最低賃金の改正を答申



幻想飛行

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
着任のご挨拶.....	2
鹿児島県最低賃金の改正を答申.....	2
新たな「くるみん」企業が誕生しました！.....	3
災害に学ぶ ～車両系建設機械（掘削用）の 主たる用途以外の使用による災害について～.....	4
令和2年 業種別死傷災害発生状況（8月末速報版）.....	5
毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。.....	6～9
生産性向上支援訓練等のご案内.....	10

公益財団法人産業雇用安定センターのご案内.....	11
労使間のトラブルに関する相談会のご案内.....	12
10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進月間」です！.....	12
10月は「年次有給休暇取得促進期間」です.....	13
さんぽセンターからのご案内.....	14
荷役作業安全ガイドライン講習会のご案内.....	15
安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修のご案内	16～17
令和2年11月の講習開催のご案内.....	18

さくらじま

当世の挨拶は、さしずめ、新型コロナウイルスの話題からであるのが一般的のようだが、今回はあえて触れない。一年を振り返るには早すぎるが、10月、年度で言えば、ちょうど折り返し地点である。当初、公私ともにどのように事を進めていこうかと考え、それまでの反省も踏まえ、「あーしよう、こうしよう」と思っていたものの、これまで、何か具体的に物事が進んだ感はない。あれもこれもと欲張りすぎたのかもしれない。やらなければならない事柄は星のごとくあるとは大げさだが、目の前に多くの課題が横たわっている。少

なからず、あの厄介なウイルスとそれを取り巻く様々な情報がかかわっていることには間違いないが、それだけではないと、ほかにもやり方があったはずだと反省の日々を送っている。

あーすればよかったという後悔とどうしてあーしたのかという後悔。とはいえ、すべてのことは必ず過ぎ去っていくもの。仕事もプライベートも、10月からの半分で巻き返しを図りたいと思いつつ、まずは、この原稿が紙面に載る頃には、世の中が少しでも良い方向に向かっていて欲しいと願うばかりである。何だかんだで、結局、厄介なウイルスの話題に触れて今回も終わりということ。



着任のごあいさつ

鹿児島労働局長

み ね 輪 宗 文

秋涼の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、皆様方には日頃から労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

私、この度、9月1日付で鹿児島労働局長を拝命し、着任いたしました。何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、鹿児島労働局管内の雇用情勢を見ると、7月の有効求人倍率は1.07倍と1倍台を確保しているものの、新規求人数は7か月連続の減少となるなど、新型コロナウイルス感染拡大が経済情勢や雇用情勢に大きな影響を与えることが懸念されるところです。一刻も早く感染が収束することを願うばかりですが、事業主の皆様様の雇用維持の努力を支援するための雇用調整助成金の特例措置（期間も12月末まで延長されました）のほか、各種の助成措置や特別労働相談窓口における相談など支援策を講じておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

一方、労働行政としては、新型コロナウイルスへの対応を図りつつ、長時間労働やハラスメントへの対応、労働災害の防止などについて、さらなる取組を進めていく必要があります。また、急速な少子高齢化が進行する中で、誰もが活躍できる社会の実現が求められており、いわゆる就職氷河期世代で様々な問題を抱えておられる方、若年者、女性、高齢者、育児・介護をしながら働かれる方、病気や障害のある方など、様々な方が多様な働き方を選択して働くことができるよう、昨年度から順次施行されている働き方改革関連法の円滑な施行推進等にさらに積極的に取り組む必要があります。

これらの課題に対応していくため、鹿児島労働局として積極的に取り組んでいくのはもちろんですが、皆様方のご理解、ご協力がなくてはならないものと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

私は、生まれは群馬県、地方勤務は秋田、三重、埼玉、愛知を経験してまいりました。鹿児島に来たのは公私ともに初めてですが、鹿児島県は、明治維新をはじめ、歴史と文化に彩られた場所であるとともに、県内各地の温泉や世界遺産屋久島などの特色ある島々など、豊富な自然に恵まれた土地であると思います。せっかくそうした魅力あふれる鹿児島県に参りましたので、業務に精一杯努めることは当然ですが、新型コロナウイルス感染防止に十分留意しつつ、可能な範囲で各地の名所・旧跡なども訪れてみたいと考えております。

最後になりますが、貴協会のみならずのご発展と会員の皆様方のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

鹿児島県最低賃金 時間額793円で決定（10月3日発効）

鹿児島労働局賃金室

鹿児島地方最低賃金審議会（石塚孔信会長）は、8月7日、鹿児島県最低賃金を現行の時間額790円から3円引き上げ、793円に改正するよう鹿児島労働局長に答申しました。

この答申は、7月7日に鹿児島労働局長からなされた鹿児島県最低賃金の改正について調査審議を求める諮問に対する答申で、同審議会において、公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員により、現下の最低賃金を取り巻く状況や最低賃金の原則を踏まえ、精力的かつ慎重な審議を重ねた結果、得られた結論です。

この答申を受けて、鹿児島労働局長は、公示などの手続きを経て、答申どおり時間額793円に改正する決定を行っており、改正額は10月3日に発効します。

鹿児島県最低賃金は、パート、アルバイトを問わず、鹿児島県内で働くすべての労働者に適用されます。

また、これと特定（産業別）最低賃金の両方が適用される場合には、高い方の金額で計算した賃金を支払う必要がありますので、適切な対応をお願いします。

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業として、**業務改善助成金**（生産性向上を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金）がありますので、**鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）**まで、ぜひお気軽にご相談ください。

新たな「くるみん」企業が誕生しました！

鹿児島労働局雇用環境・均等室

次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、子育てサポート企業として認定（くるみん認定）を受けることができます。

このたび、鹿児島労働局は、次のとおり認定を行いました。

社会福祉法人敬天会（始良市）認定2回目

医療法人クオラ（薩摩郡さつま町）認定1回目

医療法人起生会（鹿児島市）認定1回目



（左から） 社会福祉法人敬天会様
小林労働局長
医療法人クオラ様
医療法人起生会様



認定を受けた企業の取組は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています。

鹿児島労働局管内のくるみん認定企業は、38社になりました。

鹿児島労働局では、優秀な労働者の採用・定着のため、また、労働者のモチベーション向上のため、事業主の皆様にくるみんの取得をおすすめしています。また、くるみん取得企業は、各府省等が実施する公共調達で加点評価を受けることができます。

プラチナえるぼしが新設されました！

～「えるぼし」を取得して、女性労働者の活躍を推進していることをアピールしませんか？～

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する行動計画を策定し、かつ、女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主は、申請を行うことにより、厚生労働大臣（都道府県労働局長に委任）の認定（愛称：えるぼし認定）を受けることができます。

また、えるぼし認定を受けた事業主のうち、行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合、プラチナえるぼし認定として認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、認定マークを商品、求人広告などに付すことができます。これにより、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上につながることが期待できます。

また、えるぼし認定企業とプラチナえるぼし認定企業は、各府省等が実施する公共調達で加点評価を受けることができます。

えるぼし認定については、お気軽に鹿児島労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

災害に学ぶ

車両系建設機械（掘削用）の主たる用途以外の使用による災害について

鹿児島労働局健康安全課

1 はじめに

機械には、機械本来の用途があり、その用途に合わせた安全な設計がなされ、安全な使用方法が定められています。

本来の用途を外れた誤った使い方をすれば、便利な機械も一転して凶器となり、災害リスクが高まることがあります。

今回の災害は、本来の用途を無視し、誤った使い方をした結果、悲惨な災害を招いた事例を紹介します。

2 災害事例

災害は土木工事現場において、コンクリート製の側溝（以下、「側溝」という）を敷設する作業の際に発生しました。

災害発生時、被災者を含む6名の労働者は、車両系建設機械（掘削用）（以下、「ドラグ・ショベル」という）を用いて側溝をつり上げ、既に敷設してある側溝に接続する作業を行っていました。

側溝同士がうまく接続できなかったことから、被災者を含む3名の労働者はバールを用いて接続を試みましたが、それでも接続できなかったことから、ドラグ・ショベルの運転手は接続作業を手伝おうと考え、ドラグ・ショベルで側溝をつり上げた状態のまま運転席を降りようとしたところ、運転手のズボンが操作レバーに触れ、ドラグ・ショベルが急旋回し、つり荷である側溝が被災者に激突するという死亡災害が発生しました。

なお、ドラグ・ショベルの運転手は、運転席から降りる際、ドラグ・ショベルのエンジンを停止せず、バケットも地上に下していませんでした。

また、ロックレバーもロック位置に引き上げていませんでした。

3 災害発生原因

- ① 荷のつり上げ作業があつたにもかかわらず、移動式クレーン等の適正な機械を配置していなかったこと。
- ② ドラグ・ショベルを主たる用途以外の荷のつり上げの用途に使用したこと。
- ③ ドラグ・ショベルの運転手が運転席を離れる際、バケットを地上に下ろし、エンジンを停止し、ロックレバーをロック位置に引き上げる等の逸走を防止する措置を講じていなかったこと。
- ④ ドラグ・ショベルの旋回範囲内に労働者を立ち入らせていたこと。

4 災害防止対策

- ① 荷のつり上げ作業がある場合には、事前に作業計画を策定し、移動式クレーン等の適正な機械を配置する

こと。

- ② ドラグ・ショベルを主たる用途以外の用途に使用しないこと。
- ③ ドラグ・ショベルの運転席から離れる際には、バケットを地上に下ろし、エンジンを停止し、ロックレバーをロック位置に引き上げる等、逸走を防止する措置を講じること。
- ④ ドラグ・ショベルの旋回範囲内に労働者を立ち入らせないこと。

5 終わりに

今回の災害は、荷をつり上げる作業が本来の用途ではない機械であるドラグ・ショベルを作業に用いたことが招いた災害です。

ドラグ・ショベルの本来の用途は掘削作業ですので、荷をつり上げる作業を行うことはできません。

荷をつり上げる作業を主たる用途とする機械には移動式クレーンがありますが、移動式クレーンには荷を安全につり上げて作業を行うための様々な機能が備えられています。

例えば、つり上げ荷重を超えて荷をつり上げようとした場合に、それを制御して転倒を防止するための機能である「過負荷防止装置」があります。

また、移動式クレーンの安定度を保つための「アウトリガー」、玉掛け用ワイヤーロープが外れないようにするための「フックの外れ止め装置」などもあります。

また、移動式クレーンは、急旋回することなどにより荷に遠心力が働かないよう、作業装置のスピードが低速に抑えられており、荷を荷振れさせずに正確に目的場所まで運べるよう繊細な動きができる構造になっています。

ところが、ドラグ・ショベルにはそれらの機能が備えられていないばかりか、旋回スピードは想像以上に速く、繊細な動きもできませんので、使い方を誤れば必然的に様々な災害の危険が出てくることになります。

ドラグ・ショベルを荷のつり上げ作業に用いるなどの主たる用途以外の用途に使用することについては、労働安全衛生法で原則として禁止されています。

現在はドラグ・ショベルに移動式クレーンの機能を備えた「移動式クレーン仕様のドラグ・ショベル」が普及しています。

作業計画の段階で、荷のつり上げ作業が予定されている場合には、移動式クレーン（「移動式クレーン仕様のドラグ・ショベル」を含む）の配置をすべきです。

今回の災害のように、その機械の本来の用途を無視したことにより発生した災害は他にも多々あり、例としては、フォークリフトを用いた労働者の昇降、フォークリフトを用いた荷のつり上げ、移動式クレーンを用いた労働者の昇降などがあり、いずれも、今回のケースと同様に非常に危険、かつ、重篤な災害を引き起こす可能性が高くなりますので、厳に慎むべきです。

作業に適した機械類を使用し、安全作業により、災害のない職場としていただくようお願いいたします。

令和2年8月末（速報版） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和2年		令和元年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,157	11	1,139	9	18	2
1 製造業	212	1	215	1	-3	0
1 食料品製造業	122		127	1	-5	-1
4 木材・木製品製造業	10		18		-8	
9 窯業土石製品製造業	9		8		1	
11～12 金属製品製造業	11		16		-5	
13～15 機械機具製造業	23		13		10	
上記以外の製造業	37	1	33		4	1
2 鉱業	1	0	0	0	1	0
3 建設業	172	3	173	2	-1	1
1 土木工事業	68	2	76		-8	2
2 建築工事業	86	1	80	2	6	-1
3 その他の建設業	18		17		1	
4 運輸交通業	126	1	113	1	13	0
1 鉄道・航空機業	3				3	
2 道路旅客運送業	8		3		5	
3 道路貨物運送業	115	1	110	1	5	
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	6	0	21	0	-15	0
1 陸上貨物取扱業	1		7		-6	
2 港湾運送業	5		14		-9	
6 農林業	54	2	67	3	-13	-1
1 農業	29		28	1	1	-1
2 林業	25	2	39	2	-14	
7 畜産・水産業	62	1	54	0	8	1
8 商業	153	2	160	0	-7	2
1 卸売業	23		29		-6	
2 小売業	107	2	120		-13	2
3 理美容業	2				2	
4 その他の商業	21		11		10	
9 金融・広告業	8	0	12	0	-4	0
11 通信業	23	0	19	0	4	0
12 教育・研究業	7	0	8	0	-1	0
13 保健衛生業	182	0	159	0	23	0
1 医療保健業	70		70			
2 社会福祉施設	110		89		21	
3 その他の保健衛生業	2				2	
14 接客娯楽業	58	0	62	0	-4	0
1 旅館業	11		17		-6	
2 飲食店	25		31		-6	
3 その他の接客娯楽業	22		14		8	
上記以外の事業	93	1	76	2	17	-1
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	45		45	1		-1
16 官公署	1				1	
17 その他の事業	47	1	31	1	16	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	116	1	117	1	-1	0
第三次産業（8～17）	524	3	496	2	28	1

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

第71回 全国労働衛生週間

令和2年10月1日～7日

みなおして 職場の環境 からだの健康

主唱 / 厚生労働省・中央労働災害防止協会

働き過ぎで起こる 健康障害のリスクを 知っていますか？

働くことは大切。

でも働き過ぎはあなたの健康に様々な影響を及ぼし、

ひいては過労死にも繋がる危険があります。

いま多くの会社が、新しい時代の

新しい働き方の実現に向けた取組を始めています。

～トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年
11月は「**過労死等防止啓発月間**」です。
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

無料

過重労働等に関する
相談はこちら



なくしましょう 長い残業
0120-794-713

「**過重労働解消相談ダイヤル(労働局)**」 実施日時 **11月1日(日) 9:00～17:00**

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は**「過労死等防止啓発月間」**です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わるものとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

**過重労働解消キャンペーンのほか、****「過労死等防止対策推進シンポジウム」****を開催します。**

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>**【事業主の皆さまへ】11月は****「しわ寄せ」防止キャンペーン月間**です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

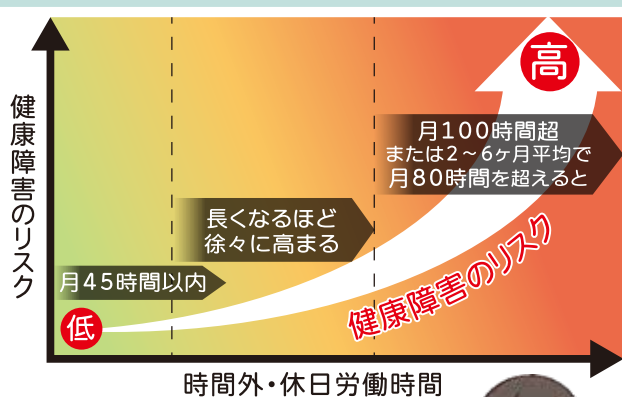
知っていますか？

○労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

○過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、
労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- ・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。（注1）
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- ・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）の締結に当たっては、労働者の代表（労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者）とともに、その内容が指針（注2）に適合したものとなるようにしてください。

（注1）建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

（注2）「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」（平成30年9月、厚生労働省）

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇（以下「年休」という。）を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- ・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

1	2	3
職場風土を 改革しましょう。	適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。	労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月、厚生労働省）

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（令和2年4月、厚生労働省）

※3 「賃金不払い残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和2年11月1日（日） 9:00～17:00

フリーダイヤル ^{なくしましょう 長い残業} 0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間/平日8:30～17:15）

労働条件相談ほっとライン ^{（厚生労働省委託事業） はい！ ろうどう}
（月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00） 0120-811-610

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

労働基準 メール窓口

検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、

オンラインで

「過重労働解消のためのセミナー」

（委託事業）を実施します。

専用ホームページ

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>



生産性向上支援訓練等のご案内

鹿児島労働局訓練室

企業における「働き方改革」を推進するため、ポリテクセンター鹿児島（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）では、企業の実業性向上のための人材育成をサポートする窓口として「生産性向上人材育成支援センター」（生産性センター）を設置しています。

生産性センターでは、人材育成に関するご相談をお受けするとともに、生産性向上やスキルアップのためのセミナーを実施しています。

- (1) 生産性向上支援訓練：企画力、顧客満足度の向上等の組織マネジメント、ITツールによる業務改善等
- (2) IT活用力セミナー：AI、RPA等の新技術理解、表計算等のITスキル、情報セキュリティ等
- (3) 能力開発セミナー：設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全等、ものづくり分野のセミナー

※新型コロナウイルスの感染防止対策（消毒、換気、検温、体調チェック等）を徹底して開催しております。

なお、これらのセミナーを活用し、条件を満たした場合に利用できる「人材開発支援助成金」に関するアドバイスも行っておりますので、お問い合わせください。

＜ポリテクセンター鹿児島 生産性センターのホームページ＞

<https://www3.jeed.or.jp/kagoshima/poly/hl52qs000004fhem.html>

【問い合わせ先】 ポリテクセンター鹿児島 生産性センター TEL 099-254-3774

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和2年7月分】

県内有効求人倍率	1.07倍（前月比0.01P減）
全国平均有効求人倍率	1.08倍（前月比0.03P減）
県内正社員有効求人倍率	0.88倍（前年同月比0.13P減）
全国正社員有効求人倍率	0.79倍（前年同月比0.33P減）

※ 本県の雇用失業情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響で退職した方の新規登録が落ちてきていますが、引き続き感染が拡大しているため、多くの産業で新規求人の提出に慎重になっていることが求人倍率低下の大きな要因です。依然として、感染者の増加により先行きが不透明となっていることから、今後の求人・求職の動向等を注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

障害者、発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成金制度があります。

主な助成金は次のとおりです。

【特定求職者雇用開発助成金】

- 特定就職困難者コース
- 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
- 障害者初回雇用コース

障害者の種別、程度及び雇用条件等により支給対象とならない場合があります。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



《ご利用ください》

公益財団法人 産業雇用安定センター

人と企業を結ぶ再就職・出向等の

送出企業

お手伝いをしています

受入企業



産業雇用
安定
センター



- 人材育成や雇用調整などで「人材の送り出し」をされる時 ※離職前にご相談ください
- 事業の再構築を検討される時
- 定年退職予定の方が他企業への再就職を希望する時

- 事業の拡大や創業、増員・欠員補充など「人材の募集」をされる時、ご要望の人材を紹介します
- 雇用関係助成金の取り扱いもあります

- 47都道府県事務所の全国ネット・ハローワークなど他の機関との併用が可能です。マンツーマンで在職中から再就職までのお手伝いをします。

（ご利用は無料です）

- 原則離職後6カ月以内での委託訓練や、各講習等の支援も行っています。
- 経験豊富な講師が、各種セミナー（有料）も行います。
- 系列・グループを超えた出向を通して雇用調整・キャリアアップ・人材育成・他社交流等のお手伝いを行います。

お気軽にお問い合わせ・ご相談ください



公益財団法人
産業雇用安定センター
鹿児島事務所

〒890-0053 鹿児島市中央町26-18 南日本中央ビル4階
電話 099-812-9551 FAX 099-258-9101
<http://www.sangyokoyo.or.jp/>



秘密厳守
無料

鹿児島県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する相談会

鹿児島個別労働紛争解決制度関係連絡協議会

10月は「個別労働関係紛争処理制度」周知月間です。

その一環として、鹿児島県労働委員会では、

「労働に関する無料相談会」を開催します。

休日相談会

日時：10月17日（土）10時00分～16時00分

場所：鹿児島市勤労者交流センター（鹿児島市中央町10）

出張合同相談会

日時：10月20日（火）10時30分～15時30分

場所：指宿市役所北側別館2階（指宿市十町2424）

定期相談会

日時：10月27日（火）14時30分～17時00分

場所：県庁15階県労働委員会（鹿児島市鴨池新町10-1）

【お問い合わせ・予約先】鹿児島県労働委員会事務局
鹿児島市鴨池新町10-1 県庁15階
電話099(286)3943

10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進月間」です！

事業主さん **安全・有利・手軽な**
国の退職金制度を活用しませんか。

中 CHU **退** TAI **共** KYO
小企業 退職金 共済制度

詳しくは
ホームページをご覧ください。

中退共

検索

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

社外積立で管理も簡単
退職金試算額などをお知らせします。

（独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211



10月は 「年次有給休暇 取得促進期間」 です。

新しい働き方・休み方が
始まっています。

新しい働き方・休み方を実践する第一歩として
「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！

年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式
を活用すれば、休暇の分散化にもつながります。



（働き方・休み方改善ポータルサイト）



（年次有給休暇取得促進特設サイト）

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト [検索](#)

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

さんぽセンター（鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内

地域産業保健センター（地域窓口）をご利用ください！

さんぽセンターの地域窓口として、県内7か所に**地域産業保健センター**（略して「**地産保**」）を設置しています。地産保では、**労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場を対象**として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

事業案内（すべて無料）※利用回数には制限があります

1. 健康診断の結果についての医師からの**意見聴取**

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。※労働安全衛生法により**事業者**に義務づけられています！

2. 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る**相談**

健康診断で、脳・心臓疾患関係の検査項目に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。



3. ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する**面接指導**

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者及び時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

※長時間労働者に対する面接指導は、労働安全衛生法により**事業者**に義務づけられています！



4. 個別訪問による**産業保健指導の実施**

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



地産保一覧（ご利用の際は、お近くの地産保又はさんぽセンターまでご連絡ください。）

■鹿児島地域産業保健センター	鹿児島市加治屋町3-10 鹿児島市医師会内	☎099-226-3801
■北薩地域産業保健センター	薩摩川内市大小路町70-26 川内市医師会内	☎0996-21-1900
■鹿屋・肝属地域産業保健センター	鹿屋市西原3-7-39 鹿屋市医師会内	☎0994-40-5441
■始良・伊佐地域産業保健センター	霧島市隼人町内山田1-6-62 始良地区医師会内	☎0995-42-9913
■南薩地域産業保健センター	南さつま市加世田村原1-3-13 南薩医師会内	☎0993-53-7601
■曾於地域産業保健センター	曾於市大隅町月野894 曾於医師会立病院内	☎099-482-0234
■大島郡地域産業保健センター	奄美市名瀬塩浜町3-10 大島郡医師会館内	☎0997-53-1993

詳しくはHPをご覧ください ▶▶▶

鹿児島産保

検索

【問い合わせ先】



独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター（☎099-252-8002）

主催：中央労働災害防止協会

協力：（公社）鹿児島県労働基準協会

安全衛生スタッフ向け 割引サービス対象 リスクアセスメント実務研修

リスクアセスメントの仕組みの整備、実施の企画、管理を担当される方を対象として、リスクアセスメント導入における実際的なやり方についての研修会を開催いたします。是非、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、本研修を修了した方は、厚生労働省通達「労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修実施要領」（平成12年9月14日付基発第577号）のリスクアセスメント担当者研修を修了したものと認められます。

- 1 日時 令和2年11月11日（水） 9：00～17：00（予定）
 2 会場 オロシティホール 二階大会議室（鹿児島市卸本町6-12）
 3 内容 (1) リスクアセスメントの役割と仕組み (2) リスクアセスメントの考え方と方法

【カリキュラム】（都合により変更する場合があります）

時 間	内 容	時 間	内 容
9：00～9：10	開講、オリエンテーション	13：20～14：20	【講義】リスクアセスメントの手法 その2 危険性又は有害性の特定（リスクの洗い出し）リスク低減措置の検討と実施等
9：10～10：40	【講義】OSHMSにおけるリスクアセスメントの目的と意義 OSHMSの概論、リスクアセスメントの基本	14：20～14：30	休 憩
10：40～10：50	休 憩	14：30～15：30	【演習】特定、見積り、評価、低減措置
10：50～11：40	【講義】リスクアセスメントの手法 その1 リスクの見積り方法 リスク低減のための優先度の設定（評価）	15：30～15：40	休 憩
11：40～12：40	昼食・休憩	15：40～16：50	【講義】リスクアセスメントの手法 その3 導入から運用まで
12：40～13：20	【演習】リスクの見積り、評価	16：50～17：00	質疑応答、修了証授与、閉講

- 4 対象者 安全衛生スタッフ、安全衛生担当者などこれからリスクアセスメントの仕組みを構築することに参画する事務局担当者（リスクアセスメントを導入及び実施体制の整備において、中心的な役割を果たす方）
 5 定 員 40名（受付期間中でも定員になり次第申し込みを締め切ります。）

参加料	正規料金	割引料金（注2）
会員（注1）	28,710円	17,226円
一般	31,900円	19,140円

参加費はテキスト代及び消費税を含みます。昼食は各自ご準備下さい。

注1 会員とは（公社）鹿児島県労働基準協会会員又は中央労働災害防止協会賛助会員事業場のことです。

注2 割引料金で受講する場合は、常時使用する労働者が300人未満の事業場で、直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（労働基準監督署の受付印があるもの）の提出が必要です。

- 7 申込締切日 令和2年10月16日（金）まで【期限までに定員になりました場合には締め切ります。】

8 申込方法

本案内書の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。参加費の送金は、申込締切日までに銀行振込みをお願いします。（振込手数料は貴社でご負担をお願いします。）請求書・領収証が必要な場合は、通信欄にご記入ください。参加証は、開催日10日前頃送付致します。

なお、開催日7日前以降のキャンセルは参加費の30%、開催日当日以降のキャンセルは参加費の100%のキャンセル料を徴収させていただきます。

振込先 福岡銀行 奈良屋町支店 普通預金口座 1163225
 口座名「中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター」 振込み手数料はご負担ください。
 〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL 092-437-1664 Fax 092-437-1669

申込み・問合せ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

（公社）鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号 099-226-3622

《参加費振込先》

福岡銀行 奈良屋町支店 普通預金口座 1163225

口座名「中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター」 振込み手数料はご負担ください。

安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修 参加申込書 令和2年11月11日（水） 開催地：鹿児島					
フリガナ		業 種			
事業場名		事業場規模		☐ 50人未満 ☐ 50～99人 ☐ 100～299人 ☐ 300人以上	
所在地		会員について ☐ 非会員（一般） ☐ 鹿児島県労働基準協会会員又は中災防賛助会員			
連絡担当者		フリガナ	所 属	役 職	
		氏名	TEL	()	FAX
参加者	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	※ No.
	氏 名			☐ 10代 ☐ 40代 ☐ 20代 ☐ 50代 ☐ 30代 ☐ 60代以上	
参加者	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	※ No.
	氏 名			☐ 10代 ☐ 40代 ☐ 20代 ☐ 50代 ☐ 30代 ☐ 60代以上	
参加費は 月 日 ￥ 円 （振込手数料は、ご負担をお願いします。）				通信欄	※ 受 付
				※は記入しないで下さい。	

上欄にご記入いただいた会社名、氏名等により修了証等を発行させていただきますので、恐れ入りますが、名称はフルネームで正しくご記入くださいますようお願いいたします。

※割引制度の利用について

割引制度の利用を希望される場合は、以下の□にチェックマーク（✓）を記入してください。

割引制度の利用を希望する ☐

割引制度の利用希望者は、本申込と共に直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）※労働局、労働基準監督署の受付印があるもの」をご提出下さい。（受付印がない場合は納付書の写しと一緒にご提出下さい。）提出がない場合割引料金とはなりません。

※ 上記制度をご利用いただいた場合、後日効果を計るためアンケート調査にご協力いただくことになります。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、研修会の確かな実施のために使用するほか、当協会が実施する各種セミナー・講演会の情報提供に使用することがあります。これらの情報提供に使用することを同意して頂けない場合には、下の□内にチェックマーク（✓）をご記入下さい。

☐ 同意しない

令和2年11月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)		科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	【普通自動車運転免許証写し必要】 高 所 作 業 車 運 転	11/4～11/5	10/5～10/9	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円		【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転	【全科目者】 11/9～11/13 【科目免除者】 11/9～11/10	10/12～10/16	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円		【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	床上操作式クレーン運転	11/9～11/11	10/12～10/16	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円		【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	小型移動式クレーン運転	11/16～11/18	10/19～10/23	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円		【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 11/24～11/28 【科目免除者】 11/24～11/25	10/26～10/30	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円 【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円		【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
	玉 掛 け	11/24～11/26	10/26～10/30	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円		【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、 揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者	11/26～11/27	10/26～10/30	会員 13,080円 一般 14,080円		※会場がオロシティーホールとなります。
	【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転	【全科目者】 11/30～12/4 【科目免除者】 11/30～12/1	11/2～11/6	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円		【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	車両系建設機械運転 (解体用)	11/30	11/2～11/6	会員 18,030円 一般 19,030円		【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者
	フルハーネス型墜落制止用器具	11/2	10/5～10/9	会員 10,700円 一般 11,800円		
特 別 教 育	酸素欠乏・硫化水素危険作業	11/2	10/5～10/9	会員 9,020円 一般 10,120円		
	研削といしの取替え等 (自由研削用)	11/4	10/5～10/9	会員 11,220円 一般 12,320円		
	アーク溶接等	11/17～11/19	10/19～10/23	会員 18,700円 一般 22,000円		
	クレーン運転	12/1～12/2	11/2～11/6	会員 17,080円 一般 20,380円		
産 業 交 流 課	安全衛生推進者	11/5～11/6	10/5～10/9	会員 12,530円 一般 13,530円		

曾於地区での講習会のお知らせ

志布志支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL099-472-4877 FAX099-472-4833

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
玉 掛 け 技 能 講 習	11/17～11/19	10/12～10/16	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、 揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

薩摩川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0996-25-1377 FAX0996-41-3936

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
小 型 移 動 式 ク レ ー ン 運 転 技 能 講 習	12/1～12/3	11/2～11/6	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許 所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

与論町での講習会のお知らせ

本部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転技能講習	【全科目者】 10/26～10/30 【科目免除者】 10/26～10/27	随時 (定員になり次第 締め切りとなり ます。)	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
車両系建設機械運転(解体用)運転 技 能 講 習	11/4、11/5		会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者
ロ ー ラ ー 運 転 特 別 教 育	11/6～11/7		会員 17,100円 一般 20,400円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承ください。